

○財務省告示第七十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年二月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年三月九日

財務大臣 菅 直人

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百八十九回）
- 二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第二条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条
- 三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均し
- 四 発行方法

十
三

初利入価・別債行
期札格第参市及
利発競Ⅱ加場び
子率行争非者特国

十
四

後第
の二期
利子以

十
五
十
六
十
七

償償
還還
金金
額限

十
九

払者入払元
込札場利還
期参所金金
日加支額限

年○・二パーセント
平成十二年八月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年二月十五日及び八月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月に属する
利子を支払う。

平成二十四年二月十五日
額面金額百円につき百円
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十二年二月十五日